

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月 3 日

【会社名】 三井住建道路株式会社

【英訳名】 SUMIKEN MITSUI ROAD CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 蓮井 肇

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿 6 丁目24番 1 号

【電話番号】 03(6258)1523(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 鶴巻 昌之

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿 6 丁目24番 1 号

【電話番号】 03(6258)1523(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 鶴巻 昌之

【縦覧に供する場所】 三井住建道路株式会社 中部支店
(名古屋市中区錦一丁目 7 番34号)
三井住建道路株式会社 関西支店
(大阪市福島区野田五丁目17番22号)
三井住建道路株式会社 開発環境事業部
(川崎市麻生区万福寺一丁目 1 番 1 号)

1【提出理由】

2026年6月3日付で、会社法第319条第1項の規定（株主総会の決議に代わる書面決議）により、当社臨時株主総会の決議があったものとみなされたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該臨時株主総会が開催された年月日

2026年6月3日

2. 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 当社の株主は三井住友建設株式会社のみであるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、現行定款第12条（定時株主総会の基準日）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(2) 当社の株主は三井住友建設株式会社のみであるため、株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、現行定款第14条（電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	92,774	0	0	100.0%	可決

（注）上記議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

4. 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項はありません。

以上